

## 商標法実施条例

2014年4月29日 国務院令 651号

### 第1章 総則

第1条 「中華人民共和国商標法」(以下「商標法」という。)に基づき、本条例を制定する。

第2条 本条例における商品商標に関する規定は、役務商標にも適用する。

第3条 商標所有者が商標法第13条の規定に基づいて馳名商標としての保護を請求する場合、その商標が馳名商標を構成する証拠資料を提出しなければならない。商標局、商標評審委員会は商標法第14条の規定に基づき、事件の審査、処理上の必要性及び当事者の提出した証拠資料に基づき、その商標の馳名の状況について認定を行わなければならない。

第4条 商標法第16条に規定の地理的表示は、商標法及び本条例の規定に基づき、証明商標或いは団体商標として登録出願することができる。

地理的表示が証明商標として登録された場合、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人或いはその他の組織は当該証明商標の使用を請求ことができ、当該証明商標を管理する組織はそれを承認しなければならない。地理的表示が団体商標として登録された場合、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人或いはその他の組織は当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会或いはその他の組織に参加を請求ことができ、当該団体、協会或いはその他の組織はその定款により会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会或いはその他の組織に参加を請求しない場合でも、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会或いはその他の組織はそれを禁止する権利を有しない。

第5条 当事者が商標代理機構に商標登録出願或いはその他の商標関連事項を委託する場合、代理委託書を提出しなければならない。代理委託書には代理内容及びその権限を明記しなければならない。外国人或いは外国企業の代理委託書には、委託人の国籍を明記し

なければならない。

外国人或いは外国企業の代理委託書及びその関連証明書類の公証、認証手続きは、相互主義に基づき処理する。

商標登録出願或いは商標譲渡の場合で、商標登録出願人或いは商標譲渡における譲受人が外国人或いは外国企業である場合、商標局、商標評審委員会による後続商標業務関連の法的書類の受領を担当する中国国内の受取人を申請書に明記しなければならない。商標局、商標評審委員会による後続商標業務関連の法的書類は中国国内の受取人向けに送達される。

商標法第18条にいう外国人或いは外国企業とは、中国に恒常的居所或いは営業所を有していない外国人或いは外国企業をいう。

第6条 商標登録出願或いはその他の商標関連事項を行う場合、中国語を使用しなければならない。

商標法及び本条例の規定に従い提出する各種証書、証明書類及び証拠資料が外国語のものである場合、中国語の訳文を添付しなければならない。それを添付していない場合、当該証書、証明書類或いは証拠資料を提出しなかったものと見做す。

第7条 商標局、商標評審委員会の職員が以下に掲げる情状のいずれかに当たる場合、忌避しなければならない。当事者或いは利害関係人は、その忌避を請求することができる。

(1) 当事者或いは当事者、代理人の近親者である場合；

(2) 当事者、代理人とその他の関係が有り、公正を妨げるおそれがある場合；

(3) 商標登録出願或いはその他の商標関連事項と利害関係を有する場合。

第8条 商標法第22条に定める電子文書方法で商標登録出願などの関係書類の提出する場合、商標局或いは商標評審委員会の規定のとおりインターネットを通じて提出しなければならない。

第9条 本条例第18条に規定の情状を除き、当事者が商標局或いは商標評審委員会に提出する書類或いは資料の提出日は、直接手渡しした場合、手渡し日を提出日に準じ、郵送した場合、差出消印日を提出日に準じ、消印が不鮮明或いはない場合、商標局或いは商標評審委員会の実際受領日を提出日に準じるが、当事者が実際の消印日の証拠を提出する場合は除く。郵便会社以外の速達会社を通じて提出した場合、速達会社の引受日に準じ、引受日が不明確の場合、商標局或いは商標評審委員会の実際受領日に準じるが、但し、当事者が実際の引受日の証拠を提出できる場合を除く。電子文書方法で提出した場合、商標局或いは商標評審委員会の電子システムに入った日に準じる。

当事者が商標局或いは商標評審委員会に書類を郵送する場合、引受証明が提供され、受取人による受領サインを要求する「給拠郵便」を利用しなければならない。当事者が商標局或いは商標評審委員会に提出する書類は、書面で提出した場合、商標局或いは商標評審委員会のファイル保存記録に準ずる。電子文書方法で提出した場合、商標局或いは商標評審委員会のデータベース内の記録に準ずる。但し、当事者に商標局或いは商標評審委員会のファイル、データベースの記録に誤りがあることを証明する確かな証拠がある場合は除く。

第10条 商標局或いは商標評審委員会は、各種書類を郵送、直接手渡し、電子文書或いはその他の方法により当事者に送達することができる。電子文書方法で当事者に送達する場合、当事者の同意を得なければならない。当事者が商標代理機構に委託した場合、書類が商標代理機構に送達されたことは、当事者に送達されたことと見做す。

商標局或いは商標評審委員会が当事者に各種書類を送達する送達日は、郵送の場合は当事者が受領した消印日に準じる。消印日が不鮮明或いはない場合は書類発信日から15日の満了日をもって当事者への送達日と見做すが、但し、当事者が実際に受領した日を証明できる場合は除く。直接手渡しの場合は手渡し日に準じる。電子文書方法で送達した場合は書類発信日から15日の満了日をもって当事者に送達されたものと見做すが、

但し、当事者が書類が当事者自身の電子システムに入った日を証明できる場合は除く。上記の方法で書類を送達できない場合、公示により当事者に送達することができ、公示日から30日の満了日をもって当該文書は当事者に送達されたと見做す。

第11条 下記の期間は、商標審査及び審理の期間に含まない。

- (1) 商標局或いは商標評審委員会の書類が公示送達される期間
- (2) 当事者が証拠補充或いは書類の補正のために要する期間及び当事者の取替えにより改めて答弁することに要する期間
- (3) 同日出願のために使用証拠の提出及び協議、抽選に要する期間
- (4) 優先権が確定することを待つことに要する期間
- (5) 審査、審理中に事件の申請人の求めに応じて先行権利確定事件の審理結果を待つ期間。

第12条 本条第2項に規定の情状を除き、商標法及び本条例に規定する各種期間開始日の当日は期間内に算入しない。年或いは月で期間を計算する場合、期間の最後の月の対応日を期間満了日とする。その月に対応日がない場合、その月の最後の日を期間満了日とする。期間満了日が法定祝休日の場合、法定祝休日後の最初の営業日を期間満了日とする。

商標法第39条、第40条に規定する登録商標の有効期間は法定日から起算を開始し、期間最後の月の対応日の前日を期間満了日とし、その月に対応日がない場合は、その月の最後の日を期間満了日とする。

## 第二章 商標登録の出願

第13条 商標登録を出願する場合、公示された商品及び役務分類表に基づき記入し申請しなければならない。商標登録出願1件毎に、商標局に「商標登録申請書」一通、商標見本1部を提出しなければならない。色彩の組合せ或いは着色見本で登録商標を出願する場合、色見本とともに、白黒見本を1部提出しなければならない。色彩を指定しない場合、白黒見本を提出しなければならない。

商標見本は明瞭で、貼付しやすく、光沢があり耐久性の

高い紙に印刷するか或いは写真で代用することができ、縦と横が 5 cm を下回らず、10 cm を上回らないものでなければならない。

立体標識の商標登録を出願する場合、申請書に陳述し、商標の使用方法を説明するとともに、立体形状を確定できる見本を提出しなければならない。提出する商標見本は少なくとも3面図を含まなければならない。

色彩組合せの商標登録を出願する場合、申請書に陳述し、商標の使用方法を説明しなければならない。

音声標識の商標登録を出願する場合、申請書に陳述し、要件を満たす音声サンプルを提出して、登録出願する音声商標について記述し、商標の使用方法を説明しなければならない。音声商標について記述する場合、五線譜或いは略譜で商標として使うことを申請する音声を記述するとともに、文章説明を付け加えなければならない。五線譜或いは略譜で記述できない場合、文章で説明しなければならない。商標の記述と音声サンプルは一致しなければならない。

団体商標、証明商標を登録出願する場合、申請書に陳述し、主体資格証明書類及び使用管理規則を提出しなければならない。

商標が外国語或いは外国語を含む場合、その意味を説明しなければならない。

第 14 条 商標登録を出願する場合、出願人はその身分証明書類を提出しなければならない。商標登録出願人の名義と提出した証明書類は一致しなければならない。前項の出願人によるその身分証明書類の提出に関する規定は、商標局に提出する変更、譲渡、更新、異議、取消等その他の商標関連事項にも適用する。

第 15 条 商品或いは役務の項目名称は、商品及び役務分類表中の区分番号、名称に基づいて記入しなければならない。商品或いは役務の項目名称が商品及び役務分類表の中に入っていない場合、その商品或いは役務の説明を添付しなければならない。

商標登録出願等の関係書類を、書面の方法で提出する場合、タイプ或いは印刷したものでなければならない。

本条第 2 項の規定は、その他の商標関連事項の手続きにも適用する。

第 16 条 同一商標の共同登録出願或いはその他の共有商標の事項の手続きを行う場合、願書の中に代表者 1 名を指定しなければならない。代表者の指定がない場合、願書中に記載の第一位の者を代表者とする。

商標局及び商標評審委員会の書類は代表者に送達しなければならない。

第 17 条 出願人がその名義、住所、代理人、書類受取人或いは指定商品を削減する場合、商標局に変更手続きをしなければならない。

出願人がその商標登録出願を譲渡する場合、商標局に譲渡手続きをしなければならない。

第 18 条 商標登録の出願日は、商標局が出願書類を受領した日とする。

商標登録出願手続きが完備し、出願書類が規定に従い記入され、同時に費用が納付された場合、商標局はこれを受領し、出願人に通知する。出願手続きに不備があり、出願書類が規定に従い記入されていない或いは同時に費用が納付されていない場合、商標局はこれを受領せず、書面で出願人に通知し、理由を説明する。出願手続きが基本的に完備し或いは出願書類が基本的に規定を満たすものの、補正を必要とする場合、商標局は出願人に補正するよう通知し、通知の受領日から 30 日以内に指定内容を補正し、商標局に再提出させる。所定期間内に補正し商標局に再提出した場合、出願日を保留する。期間満了後も補正しない或いは求められた補正をしない場合、商標局はこれを受領せず、書面で出願人に通知する。

本条第 2 項は、その他の商標出願関連事項にも適用する。

第 19 条 2 人或いは 2 人以上の出願人が同種又は類似する商品に同一又は類似する商標を同日に登録出願した場合、各出願人は商標局の通知を受領した日から 30 日以内に、その登録出願前に当該商標を先行して使用していたことの証拠を提出しなければならない。同日に使用或いはいずれも使用していない場合、各出願人は商標局の通知の受領日より 30 日以内に自発的に協議するとともに、協議の書面を商標局に届け出ること

ができる。協議を望まない或いは協議が不成立の場合、商標局は各出願人に対し、抽選の方法で出願人を1人確定し、その他方の者の登録出願を拒絶する旨を通知する。商標局が通知したものの、出願人が抽選に参加しなかった場合、出願を放棄したと見做し、商標局は書面でその旨を抽選に参加しなかった出願人に通知しなければならない。

第 20 条 商標法第 25 条の規定に基づき優先権を主張する場合、出願人が提出した初回の商標登録出願書類の副本は、当該出願を受理した商標主管機関の証明を受け、出願日及び出願番号が明記されなければならない。

### 第三章 商標登録出願の審査

第 21 条 商標局は受理した商標登録出願について、商標法及び本条例の関連規定に基づき審査し、規定を満たす場合、或いは一部の指定商品に係る商標を使用する登録出願が規定を満たす場合、これを初歩的に査定し、公告する。規定を満たさない場合、或いは一部の指定商品に商標を使用する登録出願が規定を満たさない場合、これを拒絶し、或いは一部の指定商品に係る商標を使用する登録出願を拒絶し、書面で出願人に通知し、その理由を説明する。

第 22 条 商標局が一部の指定商品について商標登録出願を拒絶した場合、出願人が当該出願で初級査定された一部の出願を別の出願として分割することができ、分割後の出願は原出願の出願日を維持することができる。

分割する必要がある場合、出願人は商標局の「商標登録出願部分拒絶通知書」を受領した日から 15 日以内に商標局に分割出願を提出しなければならない。

商標局は分割出願を受領後、当該出願を 2 件に分割し、初級査定された分割出願には新しい出願番号を付与し、公告しなければならない。

第 23 条 商標法第 29 条の規定に基づき、商標局が商標登録出願の内容に説明或いは補正する必要があると判断した場合、出願人は商標局の通知を受領した日から 15 日以内に説明或いは補正しなければならない。

第 24 条 商標局が初級査定し公告した商標に異議を申

立てる場合、異議申立人は商標局に下記の商標異議申立資料を一式 2 部提出し、正本、副本と明記しなければならない。

(1) 商標異議申立書

(2) 異議申立人の身分証明

(3) 商標法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に違反したことを理由に異議を申立する場合、異議申立人による先行権利者或いは利害関係人としての証明。

商標異議申立書には明確な請求及び事実根拠があるうえに、証拠資料を添付しなければならない。

第 25 条 商標局は商標異議申立書を受領後、審査を経て受理条件を満たす場合、それを受理し、申立人に受理通知書を発する。

第 26 条 商標異議申立が下記のいずれかの情状に該当する場合、商標局はそれを受理せず、書面で申立人に通知し、理由を説明する。

(1) 法定期間内に提出されなかった場合

(2) 申立人の主体資格、異議理由が商標法第 33 条の規定を満たさない場合

(3) 明確な異議理由、事実及び法的根拠がない場合

(4) 同一異議申立人が同一理由、事実及び法的根拠により同一商標に再び異議申立した場合。

第 27 条 商標局は商標異議申立資料の副本を速やかに被異議申立人に送付し、商標異議申立資料の副本を受領した日から 30 日以内に答弁させなければならない。被異議申立人が答弁しない場合、商標局の決定に影響しない。

当事者が異議申立或いは答弁後に関連証拠資料を補充提出する必要がある場合、商標異議申立書或いは答弁書に陳述し、商標異議申立書或いは答弁書の提出日から 3 か月以内に提出しなければならない。期間満了後も提出しない場合、当事者が関連証拠資料の補充を放棄したと見做す。但し、期間満了後に作成或いは当事者がその他の正当な理由があり期間内に提出できない証拠がある場合、商標局は証拠を相手方当事者に交付し、質疑検証後に採用することができる。

第 28 条 商標法第 35 条第 3 項及び第 36 条第 1 項に

いう登録しない決定には、一部の指定商品の登録しない決定を含む。

被異議商標に商標局が登録決定或いは登録しない決定前に登録公告した場合、その登録公告を取消す。審査を経て異議が不成立で登録される場合、登録決定の発効後改めて公告する。

第 29 条 商標登録出願人或いは商標登録人が商標法第 38 条の規定に基づき訂正申請を提出する場合、商標局に訂正申請書を提出しなければならない。訂正条件を満たす場合、商標局はそれを許可後に関連内容を訂正する。訂正条件を満たさない場合、商標局はそれを許可せず、申請人に通知し、その理由を通知する。

既に初級査定され公告或いは登録公告が発行された商標について、訂正がある場合、訂正公告を発行する。

#### 第四章 登録商標の変更、譲渡、更新

第 30 条 商標登録人の名義、住所或いはその他の登録事項を変更する場合、商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標登録人の名義を変更する場合、さらに関係登記機関が発行した変更証明書類を提出しなければならない。商標局は許可後、商標登録人に相応の証明を交付するとともに、公告する。許可しない場合、書面で申請人に通知し、その理由を説明しなければならない。

商標登録人の名義或いは住所を変更する場合、商標登録人はそのすべての登録商標を一括して変更しなければならない。一括して変更しない場合、商標局は期間内に是正するよう通知する。期間が満了しても是正しない場合、変更申請を放棄したと見做し、商標局は書面で申請人に通知しなければならない。

第 31 条 登録商標を譲渡する場合、譲渡人と譲受人は商標局に登録商標譲渡申請書を提出しなければならない。登録商標譲渡申請の手続きは譲渡人及び譲受人が共同で手続きしなければならない。商標局は登録商標譲渡申請の許可後、譲受人に相応の証明書を交付するとともに、公告する。

登録商標の譲渡において、商標登録人がその同一或いは類似する商品について登録した同一或いは類似する商標を一括して譲渡しない場合、商標局は期間内に是

正するよう通知する。期間満了しても是正しない場合、当該登録商標の譲渡申請を放棄したものと見做し、商標局は書面で申請人に通知しなければならない。

第 32 条 譲渡以外の継承等その他の事由により、登録商標専用権の移転が発生した場合、当該登録商標専用権を受ける当事者は関係証明書類或いは法律文書を根拠として、商標局に登録商標専用権の移転手続を行わなければならない。

登録商標専用権を移転する場合、登録商標専用権者が同一或いは類似する商品について登録した同一或いは類似の商標を一括して移転しなければならない。一括して移転しない場合、商標局は期間内に是正するよう通知する。期間が満了しても是正しない場合、当該登録商標の移転申請を放棄したものと見做し、商標局はそれを書面で申請人に通知しなければならない。

商標移転申請を許可後、それを公告する。当該登録商標専用権の移転を受ける当事者は公告日より商標専用権を享有する。

第 33 条 登録商標の更新登録する必要がある場合、商標局に商標登録更新申請書を提出しなければならない。商標局は商標登録更新申請を許可後、相応の証明書を発行するとともに、これを公告する。

#### 第五章 マドリッド商標国際登録

第 34 条 商標法第 21 条に規定する商標国際登録とは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」(以下「マドリッド協定」と略称。)、 「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」(以下「マドリッド議定書」と略称。)及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定及びその協定議定書の共同実施細則」の規定に基づき手続きするマドリッド商標国際登録をいう。

マドリッド商標国際登録出願には、中国を本国とする商標国際登録出願、中国を指定した領域拡張出願及びその他関連出願を含む。

第 35 条 中国を本国として商標国際登録を出願する場合、中国に真実で有効な営業所が有るか、或いは中国に住所が有るか、或いは中国の国籍を有していなければならない。

第 36 条 本条例第 35 条の規定を満たす出願人は、そ

の商標が既に商標局に登録されている場合、マドリッド協定に基づいて当該商標の国際登録を出願することができる。

本条例第 35 条の規定を満たす出願人であり、その商標が既に商標局に登録され、或いは商標局に商標登録出願を提出し受理された場合、マドリッド議定書に基づき当該商標の国際登録を出願することができる。

第 37 条 中国を本国として商標国際登録を出願する場合、商標局を経由して世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」という。）に出願手続きをしなければならない。

中国を本国とする場合、マドリッド協定に関連する商標国際登録の事後指定、放棄、取消は商標局を経由して国際事務局に出願手続きをしなければならない。マドリッド協定に関連する商標国際登録の譲渡、削減、変更、更新は商標局を経由して国際事務局に出願手続きをすることも、直接国際事務局に出願手続きをすることもできる。

中国を本国とする場合、マドリッド議定書に関連する商標国際登録の事後指定、譲渡、削減、放棄、取消、変更、更新は商標局を経由して国際事務局に出願手続きをすることも、直接国際事務局に出願手続きをすることもできる。

第 38 条 商標局を経由して国際事務局に商標国際登録出願及びその他の関連出願手続きをする場合、国際事務局と商標局の要求を満たす申請書及び関連資料を提出しなければならない。

第 39 条 商標国際登録出願の指定商品或いは役務は、国内の基礎出願或いは基礎登録の商品或いは役務の範囲を超えてはならない。

第 40 条 商標国際登録出願の手續に不備、或いは申請書が規定に従い記入されていない場合、商標局はこれを受理せず、出願日もこれを保留しない。

出願手続きが基本的に完備、或いは申請書が基本的に規定を満たしているが、補正を必要とする場合、出願人は補正通知書を受領した日から 30 日以内にこれを補正しなければならない。期間満了しても補正しない場合、商標局はこれを受理せずに、書面を出願人に通知する。

第 41 条 商標局を経由して国際事務局に商標国際登録出願及びその他の関連出願手続きをする場合、規定に従い費用を納付しなければならない。

出願人は商標局の費用納付通知書を受領した日から 15 日以内に商標局に費用を納付しなければならない。期間満了しても未納付の場合、商標局はその出願を受理せずに、書面を出願人に通知する。

第 42 条 商標局はマドリッド協定或いはマドリッド協定の議定書に規定される拒絶期間（以下「拒絶期間」と略称。）内に、商標法及び本条例の関連規定に基づき中国を指定した領域拡張出願を審査し、決定を下すとともに、国際事務局に通知する。商標局が拒絶期間内に拒絶或いは部分拒絶の通知を発行しない場合、その領域拡張出願を許可したものと見做す。

第 43 条 中国を指定した領土拡張出願人は、立体標章、色彩組合せ、音声標識に商標保護或いは団体商標、証明商標の保護を求める場合、当該商標が国際事務局の国際登録簿に登録された日から 3 ヶ月以内に、法に基づき設立された商標代理機構を通じて、商標局に本条例第 13 条に規定される関連資料を提出しなければならない。上記期間内に関連資料を提出しない場合、商標局は当該領域拡張出願を拒絶する。

第 44 条 世界知的所有権機関は、商標国際登録の関連事項を公告し、商標局は改めて別途公告しない。

第 45 条 中国を指定した領域拡張出願について、世界知的所有権機関の「国際商標公報」が発行された翌月の 1 日から 3 ヶ月以内に、商標法第 33 条に規定された条件を満たす場合、異議申立人は商標局に異議を申立ることができる。

商標局は拒絶期間内に異議申立の関連情状を拒絶決定の形式で国際事務局に通知する。

被異議申立人は国際事務局から転送された拒絶通知書を受領した日から 30 日以内に答弁することができる。答弁書及び関連証拠資料は法に基づき設立された商標代理機構を通じて商標局に提出されなければならない。

第 46 条 中国で保護される国際登録商標は、有効期間が国際登録日或いは事後指定日を起算日とする。有効

期間の満了前に、登録者は国際事務局に期間更新を申請できる。有効期間内に期間更新を申請しなかった場合、6カ月の更新猶予期間を与えてもよい。商標局は国際事務局の期間更新通知を受領後、法に基づき審査しなければならない。国際事務局が未更新の通知をする場合、その国際登録商標を取り消す。

第47条 中国を指定した領域拡張出願の譲渡を手続きする場合、譲受人はマドリッド締約国に真実で有効な事業所を有するか、或いは締約国に住所を有するか、或いは締約国の国民でなければならない。

譲渡人はその同一或いは類似の商品若しくは役務について登録した同一或いは類似商標を一括して譲渡しなかった場合、商標局は登録人に通知日から3ヶ月以内に是正するよう通知する。期間が満了しても是正せず、或いは譲渡により混同或いはその他の不良な影響の虞がある場合、商標局は当該譲渡が中国で無効であると決定するとともに、国際事務局に声明を出す。

第48条 中国を指定した領域拡張出願において減縮手続きを行い、削減後の商品或いは役務が中国の商品或いは役務分類の要件を満たさず、或いは原指定商品或いは役務の範囲を超えている場合、商標局は当該減縮が中国で無効である決定を下するとともに、国際事務局に声明を出す。

第49条 商標法第49条第2項の規定に基づき国際登録商標の取消を請求する場合、その国際登録商標の拒絶期間満了日を起算して3年後商標局に請求しなければならない。拒絶期間満了時に、拒絶再審或いは異議申立の関連手続き中の場合、商標局或いは商標評審委員会の登録決定の発効日から3年満了後に国際登録商標の取消しを商標局に請求することができる。

商標法第44条第1項の規定に基づき国際登録商標の無効宣告を請求する場合、その国際登録商標の拒絶期間の満了後、商標評審委員会に請求しなければならない。拒絶期間満了時、拒絶再審或いは異議申立の関連手続き中の場合、商標局或いは商標評審委員会の登録決定の発効後、商標評審委員会に請求しなければならない。

商標法第45条第1項の規定に基づき国際登録商標の

無効宣告を請求する場合、その国際登録商標の拒絶期間満了後5年以内に商標評審委員会に請求することができる。拒絶期間満了時に、拒絶再審或いは異議申立の関連手続き中の場合、商標局或いは商標評審委員会の登録決定の発効日から5年間以内に商標局に請求しなければならない。悪意登録について、馳名商標所有者は5年の期間の制限を受けない。

第50条 商標法及び本条例の以下の条項規定は国際登録商標の関連事項を行うときに適用しない。

(1)商標法第28条、第35条第1項の審査及び審理期間に関する規定

(2)本条例第22条、第30条第2項

(3)商標法第42条及び本条例第31条に規定の商標譲渡の場合は譲渡人及び譲受人が共同で譲渡手続きを行うことに関する規定。

## 第六章 商標評審

第51条 商標評審とは、商標評審委員会が商標法第34条、第35条、第44条、第45条、第54条の規定に基づき商標争議事項に関連の審理することをいう。当事者が商標評審委員会に提出した商標評審請求について、明確な請求、事実、理由と法的根拠があり、且つ相応の証拠を提供しなければならない。

商標評審委員会は事実に基づき、法に従い評審する。

第52条 商標評審委員会は商標局による商標登録出願拒絶決定の不服再審事件を審理する場合、商標局の拒絶決定及び出願人の再審請求の事実、理由、請求及び評審時の事実状況等を踏まえて審理しなければならない。

商標評審委員会が商標局の商標登録出願拒絶査定に不服再審事件を審理する場合で、登録出願商標に商標法第10条、第11条、第12条及び第16条第1項の規定に違反する情状があるが、商標局が上記の条項に基づき拒絶査定を下していないことを発見した場合、上記の条項に基づき請求を拒絶する再審決定を下することができる。商標評審委員会は再審決定を下する前に出願人の意見を聴取しなければならない。

第53条 商標評審委員会は商標局の登録しない決定の不服再審事件を審理する場合、商標局の登録しない

決定及び請求人の再審請求の事実、理由、請求及び原異議申立人が提出した意見を踏まえて審理を進めなければならない。

商標審判委員会が商標局の登録しない決定の不服再審事件を審理する場合、原異議申立人に参加するとともに意見を提出するよう通知しなければならない。原異議申立人の意見が事件の審理結果に実質的な影響がある場合、審査の根拠とすることができる。原異議申立人が審理に不参加或いは意見を提出しない場合、事件の審理に影響しない。

第 54 条 商標審査委員会は商標法第 44 条、第 45 条の規定に基づき登録商標の無効宣告請求事件を審理する場合、当事者の請求と答弁での事実、理由及び請求について審理しなければならない。

第 55 条 商標審査委員会は商標局が商標法第 44 条第 1 項の規定に基づき下した登録商標無効宣告決定の不服再審事件を審理する場合、商標局の決定及び請求人が再審請求した事実、理由及び請求について審理しなければならない。

第 56 条 商標審査委員会は商標局が商標法第 49 条の規定に基づき下した登録商標取消決定或いは維持決定の不服再審事件を審理する場合、商標局が登録商標取消或いは維持決定を下した時、及び当事者が再審請求時に依拠した事実、理由及び請求について審理しなければならない。

第 57 条 商標審査を請求する場合、商標審査委員会に請求書を提出するとともに、相手側当事者数に対応する部数の副本を提出しなければならない。商標局の決定書に基づき再審を請求する場合、さらに商標局の決定書の副本を同時に添付しなければならない。

商標審査委員会は請求書を受領後、審査を経て、受理条件を満たしたものを受理し、受理条件を満たないものは受理せず、書面で請求人に通知し、理由を説明する。補正の必要がある場合、請求人に通知書の受領日から 30 日以内に補正するよう通知する。補正されても規定を満たさない場合、商標審査委員会はこれを受理せず、書面で請求人に通知し、理由を説明する。期間が満了しても補正しない場合、請求を取下げたものと見做し、

商標審査委員会は書面で請求人に通知しなければならない。

商標審査委員会は商標審査請求を受理後、受理条件を満たさないことを発見した場合、これを拒絶し、書面で請求人に通知し、理由を説明する。

第 58 条 商標審査委員会は商標審査請求を受理後、速やかに請求書副本を相手側当事者に送付し、請求書副本を受領した日から 30 日以内に答弁するよう求めなければならない。期間が満了しても答弁しない場合、商標審査委員会の審査に影響しない。

第 59 条 当事者が審査請求提出後、或いは答弁後に関係証拠資料を補充する必要がある場合、請求書或いは答弁書にその旨を陳述するとともに、請求書或いは答弁書の提出日から 3 か月以内に提出しなければならない。

期間満了し提出のない場合、関連証拠資料の補充を放棄したものと見做す。但し、期間満了後に作成された或いは当事者に期間満了前に提出できなかったその他の正当な理由を有する証拠が期間満了後に提出された場合、商標審判委員会は証拠を相手方当事者に交付し、質疑検証後、採用することができる。

第 60 条 商標審査委員会は当事者の請求或いは実際の必要性に基づき、審査請求の口頭審理の実施を決定することができる。

商標審査委員会は審査請求の口頭審理の実施を決定した場合、口頭審理の 15 日前に書面で当事者に通知し、口頭審理の期日、場所及び審判官を通知しなければならない。当事者は通知書に指定された期間内に回答しなければならない。

請求人が回答せず口頭審理にも参加しない場合、その審査請求を取下げたものと見做し、商標審査委員会は書面で請求人に通知しなければならない。被請求人が回答せず口頭審理にも参加しない場合、商標審査委員会は欠席での審査を行うことができる。

第 61 条 請求人が商標審査委員会の決定、裁定前に書面で商標審査委員会に請求取下を求めるとともに理由を説明することができる。商標審査委員会が取下を認められると判断した時、審査手続きは終了する。



第 62 条 請求人が商標審査請求を取下げた場合、同一の事実および理由で再び審査を請求してはならない。商標審査委員会が商標審査請求に対して、既に裁定或いは決定を下した場合、何人も同一の事実および理由で再び審査を請求してはならない。但し、登録しない決定の再審査を経て登録が許可された後に商標審査委員会に登録商標の無効宣告が申立てられた場合は除く。

## 第七章 商標使用の管理

第 63 条 登録商標を使用する場合、商品、商品の包装、説明書或いはその他付随するものに「登録商標」或いは登録記号を表記することができる。

登録記号には®と®が含まれる。登録記号を使用する場合、商標の左上角或いは右下角に表記しなければならない。

第 64 条 「商標登録証」を紛失或いは破損した場合、商標局に「商標登録証」再発行申請書を提出しなければならない。「商標登録証」を紛失した場合、「商標公告」に紛失声明を掲載しなければならない。破損した「商標登録証」は、再発行申請を提出すると同時に、商標局に返納しなければならない。

商標登録人に商標局による商標変更、譲渡、更新証明の再発行、商標登録証明の発行の必要がある場合、或いは商標出願人に商標局による優先権証明書類の発行の必要がある場合、商標局に相応の申請書を提出しなければならない。要件を満たした場合、商標局は相応の証明を発行する。要件を満たさない場合、商標局は処理せず、申請人に通知し、その理由を告知する。

「商標登録証」或いはその他の商標証明書類を偽造或いは変造した場合、刑法の国家機関証明書類の偽造、変造罪或いはその他の罪に対する規定に基づき、法に基づき刑事責任を追及する。

第 65 条 商標法第 49 条に規定の登録商標がその使用する商品の通用名称となったという情状がある場合、如何なる組織或いは個人が商標局に当該登録商標の取消を請求する場合、請求を提出する時に証拠資料を添付しなければならない。商標局は受理後、商標登録人に受領日から2ヶ月以内に答弁するよう通知しなければ

ならない。期間を満了しても答弁しない場合、商標局の下す決定に影響しない。

第 66 条 商標法第 49 条に規定の正当な理由なく3年連続して登録商標の不使用の情状がある場合、如何なる組織或いは個人も商標局に当該登録商標の取消を請求することができ、請求する時に関連の状況を説明しなければならない。商標局は受理後、商標登録人に通知を受領した日から2ヶ月以内に、当該商標を取消請求提出前に使用したことの証拠資料を提出するか、或いは不使用の正当な理由を説明するよう通知しなければならない。期間が満了しても使用証拠資料を提出しない、或いは証明資料が無効であるとともに不使用の正当な理由もない場合、商標局はその登録商標を取消す。前項にいう使用の証拠資料には、商標登録人が登録商標を使用したことの証拠資料及び商標登録人が第三者に登録商標の使用を許諾したことの証拠資料が含まれる。

正当な理由なく3年連続不使用を理由に登録商標の取消を請求する場合、登録商標が登録公告日から満3年後に請求を提出しなければならない。

第 67 条 下記の情状は商標法第 49 条に規定の正当な理由に該当する。

- (一) 不可抗力
- (二) 政府の政策による制限
- (三) 破産清算
- (四) 商標登録人の責によらないその他の正当な事由。

第 68 条 商標局、商標審査委員会が登録商標の取消或いは登録商標を無効宣告する場合、取消或いは無効宣告の理由が指定商品の一部のみに及ぶ場合、当該一部の指定商品に使用する商標登録を取消或いは無効宣告する。

第 69 条 第三者にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は許諾契約の有効期間内に商標局に届出るとともに資料を記録用に届出なければならない。届出資料は登録商標使用許諾者、被許諾者、許諾期間、使用を許諾する商品或いは役務の範囲等の事項を説明しなければならない。

第 70 条 登録商標の専用権に質権を設定する場合、質

権設定者と質権者は書面で質権契約を締結するとともに、共同で商標局に質権登記申請を提出しなければならない。商標局はこれを公告する。

第71条 商標法第43条第2項の規定に違反した場合、工商行政管理部門は期間を定めて是正を命じる。期間を過ぎては是正しない場合、販売の中止を命じるが、販売の中止を拒む場合、10万元以下の罰金に処す。

第72条 商標所有者が商標法第13条に規定の馳名商標保護の請求する場合、工商行政管理部門に対して請求を提出することができる。商標局より商標法第14条の規定に基づき馳名商標と認定された場合、工商行政管理部門は商標法第13条に規定に違反する商標の使用行為の停止を命じ、違法な商標標章を没収、廃棄する。商標標章と商品が分離し難い場合は、一緒に没収、廃棄する。

第73条 商標登録人がその登録商標の抹消、或いはその商標の指定商品の一部を抹消する請求をする場合、商標局に商標抹消請求書を提出するとともに、元の「商標登録証」を返納しなければならない。

商標登録人がその登録商標の抹消、或いはその登録商標の指定商品の一部の抹消を請求し、商標局による審査を経て抹消を許可された場合、当該登録商標専用権或いは当該登録商標専用権の当該一部の指定商品における効力は商標局がその抹消請求を受領した日より失効する。

第74条 登録商標が取消、或いは本条例第73条の規定に基づき抹消された場合、元の「商標登録証」は無効となるとともに、それを公告する。当該商標の指定商品の一部の登録が取消された場合、或いは商標登録人がその登録商標の指定商品の一部の抹消を請求した場合、商標局は審査の上、新しく「商標登録証」を発行するとともに、それを公告する。

#### 第八章 登録商標専用権の保護

第75条 他人の商標専用権を侵害するために倉庫保管、配送、郵送、印刷、隠匿、事業場所、インターネット商品取引プラットフォーム等を提供することは、商標法第57条第6項にいう便宜を図る条件の提供に属する。

第76条 同一種類の商品或いは類似商品に他人の登

録商標と同一或いは類似する標章を商品名或いは商品の装飾に使用し、公衆に誤認させた場合は、商標法第57条第2項に規定の登録商標専用権を侵害する行為に属する。

第77条 登録商標専用権を侵害する行為について、何人も工商行政管理部門に告発或いは通報することができる。

第78条 商標法第60条に規定の違法営業金額を算定する際に、以下の要素を考慮することができる。

- (1) 権利侵害品の販売価格
- (2) 未販売権利侵害品の表示価格
- (3) 確認済みの権利侵害品の実売平均単価
- (4) 権利侵害品の中間市場価格
- (5) 権利侵害者が権利侵害で得た営業収入
- (6) 権利侵害商品の価値を合理的に算定できるその他の要素。

第79条 下記に掲げる場合は、商標法第60条に規定の当該商品が自ら合法的に取得したものであることを証明できる情状に属する。

- (1) 供給業者が合法的に署名、押印した商品納品書と商品代金領収書があり、かつ調査により事実と確認されたか、或いは供給業者が認めた場合
- (2) 売買双方が締結した仕入契約書があり、かつ調査により確実に履行されたことが確認された場合
- (3) 合法的な仕入れのインボイスがあり、かつインボイスの記載事項が係争商品と対応している場合
- (4) 係争商品を合法的に取得したと証明できるその他の情状がある場合。

第80条 登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を自ら合法的に取得したことを証明し、提供者を説明できる場合、工商行政管理部門は販売差止を命じるとともに、事件の状況を侵害商品提供者の所在地の工商行政管理部門に通知する。

第81条 係争登録商標権の帰属が商標局、商標評審委員会で審理中、或いは人民法院で係争中のため、事件の結果が事件の性質の特定に影響を及ぼす可能性がある場合、商標法第62条第3項にいう商標権帰属に争議があることに該当する。

第 82 条 商標権侵害事件を摘発において、工商行政管理部門は権利者に係争商品が権利者の生産した製品か、或いはその生産を許諾した製品かどうかの識別を求めることができる。

## 第九章 商標代理

第 83 条 商標法にいう商標代理とは依頼人の委託を受けて、依頼人の名義で商標登録出願、商標審査或いはその他の商標事項の手続きをすることをいう。

第 84 条 商標法にいう商標代理機構には工商行政管理部門に登録して商標代理業務に従事するサービス機構及び商標代理業務に従事する弁護士事務所が含まれる。

商標代理機構は商標局、商標審査委員会の主管する商標事項代理業務に従事する場合、以下の規定に基づき商標局に届出なければならない。

(1) 工商行政管理部門からの登記証明書類或いは司法行政部門の弁護士事務所の設立許可証明書類を提出して検査を受け、写しを控えとして保管させること

(2) 商標代理機構の名称、住所、代表者、連絡先等の基本的な情報を申告すること

(3) 商標代理業務に従事する人員名簿及び連絡方法を申告すること。

工商行政管理部門は商標代理機構の信用記録を設けなければならない。商標代理機構が商標法或いは本条例の規定に違反した場合、商標局或いは商標審査委員会は公示するとともに、その信用記録に記入する。

第 85 条 商標法にいう商標代理従業人員とは商標代理機構で業務に従事する従業員をいう。

商標代理従業員は個人名義で自ら委託を受けてはならない。

第 86 条 商標代理機構から商標局、商標審査委員会に提出する関連出願書類には、当該代理機構の公印を押すとともに、関係する商標代理従業員が署名しなければならない。

第 87 条 商標代理機構がその代理サービス以外の他の商標の登録出願或いは譲受申請を行う場合、商標局はこれを受理しない。

第 88 条 下記の行為は商標法第 68 条第 1 項第 2 号

に規定するその他の不正な手段により商標代理市場の秩序を攪乱する行為に属する。

(1) 詐欺、虚偽宣伝、誤認又は商業賄賂等の方法で集客すること。

(2) 事実を隠して虚偽の証拠を提供する、或いは事実を隠して虚偽の証拠を提供するよう他人を脅迫、誘導すること。

(3) 同一商標事件において、利益衝突のある当事者双方から委託を受けること。

第 89 条 商標代理機構に商標法第 68 条に規定された行為がある場合、行為者の所在地或いは違法行為の発生地のある県クラス以上の工商行政管理部門が摘発するとともに、摘発状況を商標局に通報する。

第 90 条 商標局、商標審査委員会は商標法第 68 条の規定に基づき商標代理機構による商標代理業務手続きの受理を停止する場合、当該商標代理機構の商標代理業務の受理を 6 ヶ月以上から永遠に停止する決定を下すことができる。商標代理業務の受理停止期間が満了した場合、商標局、商標審査委員会は受理を回復しなければならない。

商標局、商標審査委員会が商標代理の受理停止或いは受理回復を決定を下す場合、そのウェブサイトで公告しなければならない。

第 91 条 工商行政管理部門は商標代理業界組織に対する監督及び指導を強化しなければならない。